

岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分基準

1 目的

この基準は、岡崎市墓園条例（昭和 49 年岡崎市条例第 61 号。以下「墓園条例」という。）、岡崎市墓園管理規則（昭和 50 年岡崎市規則第 1 号。以下「墓園規則」という。）及び岡崎市墓地管理規則（平成 26 年岡崎市規則第 28 号。以下「墓地規則」という。）に基づく行政処分を行うに当たっての基準を定め、墓地及び納骨壇の適正管理を図ることを目的とする。

2 定義

この基準で使用する次の用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) この基準において、「墓地」とは、岡崎墓園及び市有墓地（岡崎市墓地条例（昭和 39 年条例第 23 号。以下「墓地条例」という。）第 3 条に規定する墓地をいう。以下同じ。）のうち、法第 2 条第 5 項に規定する墓地をいう。
- (2) この基準において、「納骨壇」とは、墓園条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する納骨堂の納骨壇をいう。
- (3) この基準において、「墓地使用者」とは、墓地の利用の許可を受けた者をいう。
- (4) この基準において、「納骨壇使用者」とは、納骨壇の利用の許可を受けた者をいう。

3 行政処分の種類

この基準において、行政処分とは次に掲げるものとする。

- (1) 墓園条例第 22 条第 1 項の規定による墓地の利用の許可の取消し
- (2) 墓園条例第 37 条の規定による納骨壇の利用の許可の取消し
- (3) 墓地規則第 7 条第 1 項の規定による墓地の利用の許可の取消し

4 行政処分の基準

墓地使用者及び納骨壇使用者に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

5 瑕疵による許可の取消し

墓園条例に規定する墓地及び納骨壇の利用のための資格を有しない申請者に対して、瑕疵による許可が行われたことが事後的に明らかになった場合は、当該許可を取消すものとする。

6 手続

行政処分の手続きは、岡崎市行政手続条例（平成 9 年岡崎市条例第 3 号）及び岡崎市聴聞手続規則（平成 6 年岡崎市規則第 41 号）に定める手続により行うものとする。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。